

偽造品の取引の防止に関する協定の説明書

外務省



目 次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
3	協定の締結により我が国が負うこととなる義務	二
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	協定の内容	二
1	他の協定との関係	二
2	義務の性質及び範囲	二
3	知的財産権の取得可能性及び範囲に関する基準との関係	三
4	プライバシー及び情報の開示	三
5	一般的定義	三
6	執行に関する一般的義務	三
7	民事上の手続の利用可能性	三
8	差止命令	三
9	損害賠償	三
10	他の救済措置	四
11	侵害に関する情報	四
12	暫定措置	四
13	国境措置の範囲	五

14	小型貨物及び手荷物	五
15	権利者からの情報の提供	五
16	国境措置	五
17	権利者による申立て	五
18	担保又は同等の保証	六
19	侵害についての認定	六
20	救済措置	六
21	手数料	六
22	情報の開示	六
23	刑事犯罪	六
24	刑罰	七
25	差押え、没収及び廃棄	七
26	職権による刑事上の執行	八
27	デジタル環境における執行	八
28	執行に関する専門的知識、情報及び国内における調整	九
29	国境における危険度に応じた管理	九
30	透明性	九
31	公衆の意識の向上	一〇
32	侵害物品を廃棄する際の環境への配慮	一〇
33	国際協力	一〇
34	情報の共有	一〇

35	能力の開発及び技術援助	〇
36	A C T A 委員会	〇
37	連絡部局	〇
38	協議	〇
39	最終条項	一
40	寄託者	一
	三 協定の実施のための国内措置	一
	(参考)	二



# 一 概説

## 1 協定の成立経緯

(1) 知的財産権に関する執行に係る既存の国際約束としては、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「TRIPS協定」という。）が存在するが、TRIPS協定の成立後、知的財産権の侵害の手法の高度化、デジタル技術の発展等により、偽造品等による知的財産権の侵害が増大したため、知的財産権に関する執行のためのより効果的な法的枠組みの構築が必要であるとの認識が高まった。

(2) 平成十七年（二千五年）七月に開催されたグレンイーグルズ・サミットにおいては、海賊版及び模倣品の貿易の増加が、雇用、技術革新、経済成長並びに消費者の健康及び安全を脅かす問題であるとの認識で一致し、さらに、我が国から、模倣品及び海賊版対策のために知的財産権に関する執行のためのより効果的な法的枠組みを策定する必要があることを提唱した。

(3) この協定は、平成二十年（二千八年）六月から交渉が開始され、平成二十二年（二千十年）十月の第十一回交渉会合においてこの協定の案文について大筋で合意された後、平成二十三年（二千十一年）四月十五日に採択された。交渉には、我が国、オーストラリア、カナダ、大韓民国、モロッコ、シンガポール、スイス、メキシコ、ニュージーランド、アメリカ合衆国並びに欧州連合及びその加盟国が参加した。

(4) この協定は、平成二十三年（二千十一年）五月一日から平成二十五年（二千十三年）五月一日まで、交渉の参加国及び当該参加国が同意する他の世界貿易機関（WTO）加盟国による署名のために開放されている。平成二十三年十月一日に東京において署名式が開催され、我が国、オーストラリア、カナダ、大韓民国、モロッコ、シンガポール、ニュージーランド及びアメリカ合衆国の八箇国が署名を行い、平成二十四年一月二十六日には東京において、欧州連合及びその加盟二十二箇国が署名を行った。

## 2 協定締結の意義

この協定は、知的財産権を侵害する物品の拡散を防止するため、知的財産権に関する効果的な執行の枠組み等について定めるものである。我が国がこの協定を締結することは、知的財産権に関する執行について、国内でより効果的に実施するとともに、国際協力の強化に寄与するとの見地から有意義であると認められる。

### 3 協定の締結により我が国が負うこととなる義務

この協定の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 知的財産権の行使に関し、適当な民事上の司法手続を権利者に提供する。
- (2) 税関その他の権限のある当局による国境における侵害物品等の取締り等の手続を採用し、又は維持する。
- (3) 刑事上の手続及び刑罰であつて、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び著作権等を侵害する複製について適用されるものを定める。
- (4) デジタル環境における知的財産権の侵害に対する民事及び刑事手続の適用について定め、また、技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済等について定める。

### 4 早期国会承認が求められる理由

この協定は、我が国の提唱により交渉が開始され、我が国は、米国と共に当初からこの協定案の起草に参画する等この協定の成立のために主要な役割を果たしてきた。我が国としては、知的財産権の保護のために積極的に取り組む姿勢を国内外にアピールするとともに、この協定の早期の効力発生を実現するためにも、この協定をできるだけ早期に締結することが望ましい。また、産業界を始めとする我が国の関係者からこの協定に強い関心が示されているところ、こうした観点からも、この協定を早期に締結することが望ましい。

## 二 協定の内容

この協定は、前文及び本文四十五箇条から成り、その概要は、次のとおりである。

### 1 他の協定との関係（第一条）

この協定のいかなる規定も、既存の協定に基づく締約国の義務であつて他の締約国に対して負うものを免れさせるものではない。

### 2 義務の性質及び範囲（第二条）

締約国は、自国の法令において実施することができる義務の範囲及び実施のための適当な方法を決定することができ、及びT R I P S協定の第一部を準用する。

- 3 知的財産権の取得可能性及び範囲に関する基準との関係（第三条）  
知的財産権の取得可能性等を規律する締約国の法令の適用を妨げるものではなく、及び締約国の法令によって保護されていない場合において当該締約国が措置をとる義務を生じさせるものではない。
- 4 プライバシー及び情報の開示（第四条）
  - (1) 締約国が自国の法令又は自国が締約国である国際約束に反することとなるような情報その他の秘密の情報を開示することを締約国に要求するものではない。
  - (2) この協定に従って情報を受領する締約国は、提供された目的以外の目的で当該情報を開示し、又は使用することを差し控える。
- 5 一般的定義（第五条）  
この協定上の用語（「不正商標商品」、「知的財産」、「通過物品」、「著作権侵害物品」、「権利者」等）について定義している。
- 6 執行に関する一般的義務（第六条）  
執行の手續に係る一般的な義務について規定している。
- 7 民事上の手續の利用可能性（第七条）  
各締約国は、知的財産権の行使に関し、民事上の司法手續を権利者に提供し、行政上の手續の結果として民事上の救済措置が命ぜられる場合には、民事上の司法手續に関する原則と同等の原則に従う。
- 8 差止命令（第八条）
  - (1) 各締約国は、知的財産権の行使に関する民事上の司法手續において、自国の司法当局が知的財産権を侵害しないことを命ずる権限を有し、及び知的財産権侵害物品の流通経路への流入を防止するため命令を発する権限を有することについて定める。
  - (2) 締約国は、政府又は政府の許諾を受けた第三者が権利者の許諾を得ないで行う使用について、TRIPS協定第二部の規定に従うことを条件として、当該使用に対する救済措置を報酬の支払に限定することができる。
- 9 損害賠償（第九条）

- (1) 各締約国は、自国の司法当局が、侵害者に対し、権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を支払うよう命ずる権限を有することについて定める。
  - (2) 各締約国は、少なくとも著作権等の侵害及び商標の不正使用について、自国の司法当局が、侵害者に対し、その侵害行為から生じた自己の利益を権利者に支払うよう命ずる権限を有することについて定める。
  - (3) 各締約国は、少なくとも著作物、レコード及び実演を保護する著作権等の侵害並びに商標の不正使用について、(イ)法定の損害賠償、(ロ)侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な損害賠償の額を決定するための推定、(ハ)少なくとも著作権については追加の損害賠償の三のうち、一又は二以上の事項を定める制度を設け、又は維持する。締約国は、(イ)又は(ロ)について定める場合には、自国の司法当局又は権利者が当該救済措置又は当該推定を(1)及び(2)に定める救済措置に代わるものとして選択する権限を有することを確保する。
  - (4) 各締約国は、自国の司法当局が、少なくとも著作権等及び商標の侵害について民事上の司法手続が終了した時に、適当な場合には、敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士費用等を支払うよう命ずる権限を有する。
- 10 他の救済措置（第十条）
- (1) 各締約国は、少なくとも著作権侵害物品及び不正商標商品について、自国の司法当局が権利者の申立てにより、補償なしに廃棄することを命ずる権限を有する。
  - (2) 各締約国は、自国の司法当局が、著作権侵害物品又は不正商標商品の製造又は生産のための材料及び道具を廃棄し、流通経路から排除することを命ずる権限を有する。
- 11 侵害に関する情報（第十一条）
- 各締約国は、自国の司法当局が、権利者の要請に基づき、侵害者等に対し、自国の関係法令に規定する関連情報であつて当該侵害者等有するもの等を、少なくとも証拠を収集する目的のために提供するよう命ずる権限を有する。
- 12 暫定措置（第十二条）
- (1) 各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の侵害の発生防止又は証拠を保全することを目的として暫定措置をとることを命



各締約国は、自国の権限のある当局が、第十六条に定める手続をとるよう申し立てる権利者に対し、適切な証拠を提出し、及び十分な情報を提供することを要求すること、解放停止、留置するための申立て等について定める。

18 担保又は同等の保証（第十八条）

各締約国は、自国の権限のある当局が、第十六条に定める手続により申し立てる権利者に対し、合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有すること等について定める。

19 侵害についての認定（第十九条）

各締約国は、第十六条に定める手続の開始後の合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵害の認定ができる手続を採用し、又は維持する。

20 救済措置（第二十条）

各締約国は、侵害の認定を行った後当該物品の廃棄を命ずる権限を有することについて定める。当該物品が廃棄されない場合には、当該物品を流通経路から排除することを確保する。

21 手数料（第二十一条）

各締約国は、国境措置の手続に関連して決定する申立てに係る手数料、保管料又は廃棄費用が、当該手続の利用を不当に妨げる目的で利用されてはならないことについて定める。

22 情報の開示（第二十二条）

- (1) 締約国は、自国の権限のある当局が権利者に対し、侵害物品の発見に資するため、特定の物品の輸送に関する情報を提供する権限を与えることができるものとし、侵害についての認定に資するため、物品に関する情報を提供する権限を与えることができる。
- (2) 締約国は、少なくとも輸入物品について、自国の権限のある当局が侵害の疑いのある物品を差し押さえ、又は当該物品が侵害しているとの認定を行ったときは、当該当局が権利者に対し、当該物品に関する情報を提供する権限を与える。

23 刑事犯罪（第二十三条）

- (1) 各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用並びに著作権等を侵

害する複製について適用されるものについて定める。

(2) 各締約国は、一定の要件を満たすラベル又は包装の故意による輸入及び国内における使用であつて、商業上かつ商業的規模のものについて適用される刑事上の手続及び刑罰等を定める。

(3) 締約国は、上映中の映画の著作物を許諾なしに複製することについて、刑事上の手続及び刑罰を定めることができる。

(4) 締約国は、この条に定める犯罪であつて自国が刑事上の手続及び刑罰を定めるものに関し、ほう助及び教唆に対する刑事上の責任を自国の法令に基づいて追及することができることを確保する。

(5) 各締約国は、この条に定める犯罪であつて自国が刑事上の手続及び刑罰を定めるものについて、法人の責任を確立するため必要な措置をとる。

#### 24 刑罰（第二十四条）

各締約国は、第二十三条1、2及び4に定める犯罪に関し、拘禁刑及び十分に高額の罰金であつて、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合したものを含む刑罰について定める。

#### 25 差押え、没収及び廃棄（第二十五条）

(1) 締約国は、第二十三条1から4までに定める犯罪であつて自国が刑事上の手続及び刑罰を定めるものに関し、自国の権限のある当局が、不正商標商品又は著作権侵害物品であるとの疑いがある物、申し立てられた犯罪に使用された材料及び道具、関連する証拠書類並びに侵害活動から生じ、又はその活動を通じて取得された資産の差押えを命ずる権限を有する。

(2) 締約国は、第二十三条1から4までに定める犯罪であつて自国が刑事上の手続及び刑罰を定めるものに関し、自国の権限のある当局が全ての不正商標商品又は著作権侵害物品、侵害物品等の生産のために主として使用された材料及び道具並びに、少なくとも重大な犯罪については、侵害活動から生じ、又はその活動を通じて取得された資産の没収又は廃棄を命ずる権限を有すること等について定める。

(3) 締約国は、第二十三条1から4までに定める犯罪であつて自国が刑事上の手続及び刑罰を定めるものに関し、自国の司法当局が申し立てられた侵害活動から生じ、又はその活動を通じて取得された資産の価値に相当する価値を有する資産を差し押さえ、又は

没収することを命ずる権限について定めることができる。

26 職権による刑事上の執行（第二十六条）

各締約国は、第二十三条1から4までに定める刑事犯罪であつて自国が刑事上の手続及び刑罰を定めるものに関し、自国の権限のある当局が捜査を開始し、又は法的措置をとるために職権により行動することができることについて定める。

27 デジタル環境における執行（第二十七条）

- (1) 各締約国は、この協定の第二節及び第四節に定める範囲内の執行の手続により、デジタル環境において生ずる知的財産権の侵害行為に対し効果的な措置がとられることを可能とするため、当該手続を自国の法令において確保する。
- (2) 各締約国の執行の手続は、デジタル通信網における著作権等の侵害について適用し、当該手続は、電子商取引を含む正当な活動の新たな障害となることを回避し、かつ、表現の自由、公正な手続その他の基本原則が当該各締約国の法令に従って維持されるような態様で実施される。
- (3) 各締約国は、正当な競争を保護し、かつ、表現の自由、公正な手続その他の基本原則を自国の法令に従って維持しつつ、商標権又は著作権等の侵害に対処するため、産業界における協力に向けた努力を促進するよう努める。
- (4) 締約国は、商標権又は著作権等の侵害に使用されたと申し立てられたアカウントを保有する者を特定することができる情報が求められている場合には、オンライン・サービス・プロバイダに対し、当該情報を権利者に速やかに開示するよう命ずる権限を自国の権限のある当局に付与することができる。
- (5) 各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその著作物、実演及びレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。
- (6) 各締約国は、第二十七条5に規定する適当な法的保護及び効果的な法的救済について定めるため、少なくとも次のことについて定める。
  - (イ) 自国の法令の範囲内で、効果的な技術的手段の許諾されていない回避行為であつて、そのような行為であることを知りなが

ら、又はそれを知ることができ合理的な理由を有しながら行われるもの及び効果的な技術的手段を回避する手段としての装置若しくは製品又はサービスを販売して公衆に提供する行為から保護すること。

(p) 主として効果的な技術的手段を回避するために設計され、若しくは生産され、かつ、効果的な技術的手段を回避すること以外の商業上の重要な目的が限られている装置若しくは製品を製造し、輸入し、若しくは頒布し、又はサービスを提供する行為から保護すること。

(7) 各締約国は、著作権等の侵害を誘い、可能にし、助長し、若しくは隠す結果となることを知りながら、電磁的な権利管理情報を除去し、若しくは改変し、又は当該情報が権限なく除去され、若しくは改変されたことを知りながら、著作物、実演若しくはレコードの複製物を頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、若しくは公衆により利用が可能となる状態に置く行為を故意に、かつ、権限なく行う者がある場合に関し、適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

(8) 締約国は、第二十七条5から7までの規定を実施する措置について適当な制限又は例外を採用し、又は維持することができる。執行に関する専門的知識、情報及び国内における調整（第二十八条）

各締約国は、自国の権限のある当局の専門的知識の開発を奨励し、知的財産権の侵害に関する情報の収集を促進し、自国の権限のある当局の間における内部の調整を促進し、当該当局による共同行動を容易にし、並びに諮問部会その他の制度の設立及び維持を促進する。

29 国境における危険度に応じた管理（第二十九条）

(1) 締約国の権限のある当局は、国境における知的財産権に関する執行の実効性を高めるため、関連する利害関係者及び他の締約国の権限のある当局と協議を行い、国境における知的財産権に関する執行について他の締約国の当局と情報を共有することができる。

(2) 締約国が知的財産権を侵害する輸入物品を差し押さえる場合には、当該締約国の権限のある当局は、輸出締約国に対し、差し押さえた物品の輸出に関与した当事者等の特定に必要な情報を提供することができる。

30 透明性（第三十条）

各締約国は、知的財産権に関する執行に係る自国の制度の運用における透明性を促進するため、法令上利用可能な手続等に関する情報を公表その他の方法により公衆が利用することができるよう適当な措置をとる。

31 公衆の意識の向上（第三十一条）

締約国は、知的財産権を尊重することの重要性及び知的財産権の侵害が及ぼす有害な影響について公衆の意識を向上させるための措置をとることを促進する。

32 侵害物品を廃棄する際の環境への配慮（第三十二条）

侵害物品の廃棄は、当該廃棄が行われる締約国の環境問題に関する法令に従って行われる。

33 国際協力（第三十三条）

締約国は、知的財産権に関する執行について責任を有する締約国の権限のある当局の間の協力を促進する。

34 情報の共有（第三十四条）

各締約国は、第三章（執行実務）の規定に基づいて収集する情報、知的財産権の保護及び執行に関連する自国の立法上及び規制上の措置に関する情報等を他の締約国と交換するよう努める。

35 能力の開発及び技術援助（第三十五条）

各締約国は、他の締約国等に対し、知的財産権に関する執行を向上させるための能力の開発への支援及び技術援助を提供するよう努める。

36 A C T A 委員会（第三十六条）

締約国は、A C T A 委員会の設置及び同委員会の所掌事務の範囲等について定める。

37 連絡部局（第三十七条）

各締約国は、連絡部局を指定する。

38 協議（第三十八条）

締約国は、他の締約国に対し、この協定の実施に影響を与える問題について書面により協議を要請することができる。

39 最終条項（第三十九条から第四十四条まで）

この協定の署名、効力発生、脱退、改正等について規定している。

40 寄託者（第四十五条）

この協定の寄託者を日本国政府とする旨規定している。

三 協定の実施のための国内措置

- 1 この協定の実施のため、著作権法の一部を改正する法律案が今次国会に提出されることとなっている。
- 2 この協定の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

- 1 採択 平成二十三年四月十五日 採択
- 2 効力発生 平成二十四年二月一日現在 未発効（六番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日の後三十日で批准書、受諾書又は承認書を寄託した署名国の間において効力を生ずる。）
- 3 署名国 平成二十四年二月一日現在 三十箇国及び欧州連合  
オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシヤ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本国、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モロッコ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、シンガポール、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国、アメリカ合衆国、欧州連合
- 4 締約国 平成二十四年二月一日現在 なし